

合志市の 上下水道



合志市水道局



大切な水

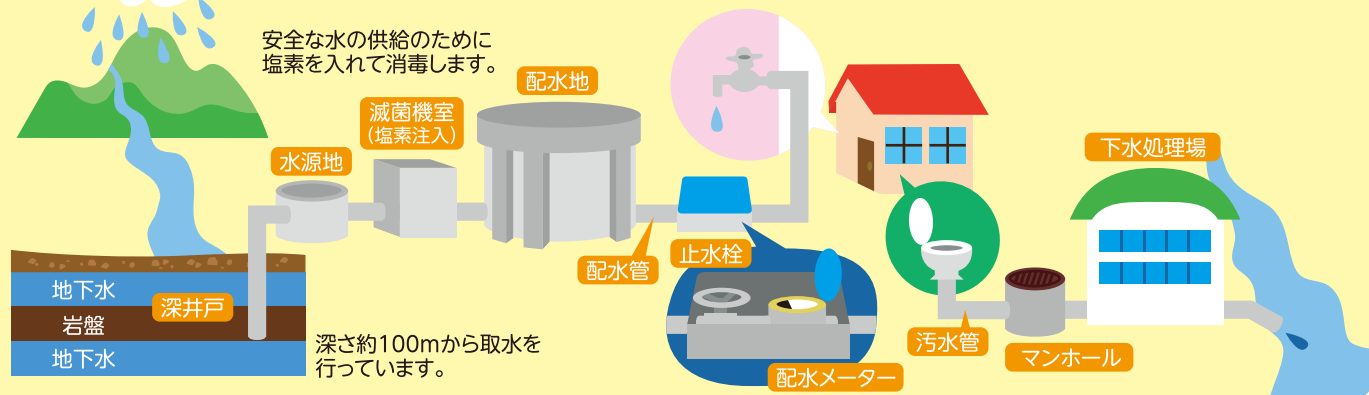
地球は水の惑星と呼ばれていますが、97%の水は海水です。淡水のほとんどが北極や南極の氷で、私たちが使える水は地球上の水のうち1%もありません。

合志市の上水道は、地下水を利用しています。下水道で汚れた水を集めて、処理場できれいにしてから、川に流しています。川から海へ流れた水は蒸発し、雲になり、雨になって地下にしみこんでいきます。そしてまた、上水道に使われています。

合志市水道局は市民の快適な暮らしを支えるために、安心で安全な水を送り、使用された水を自然界に戻すために日々頑張っています。みなさん、循環するこの限りある水を次の世代のために大切に使いましょう。

水道・下水道の仕組み

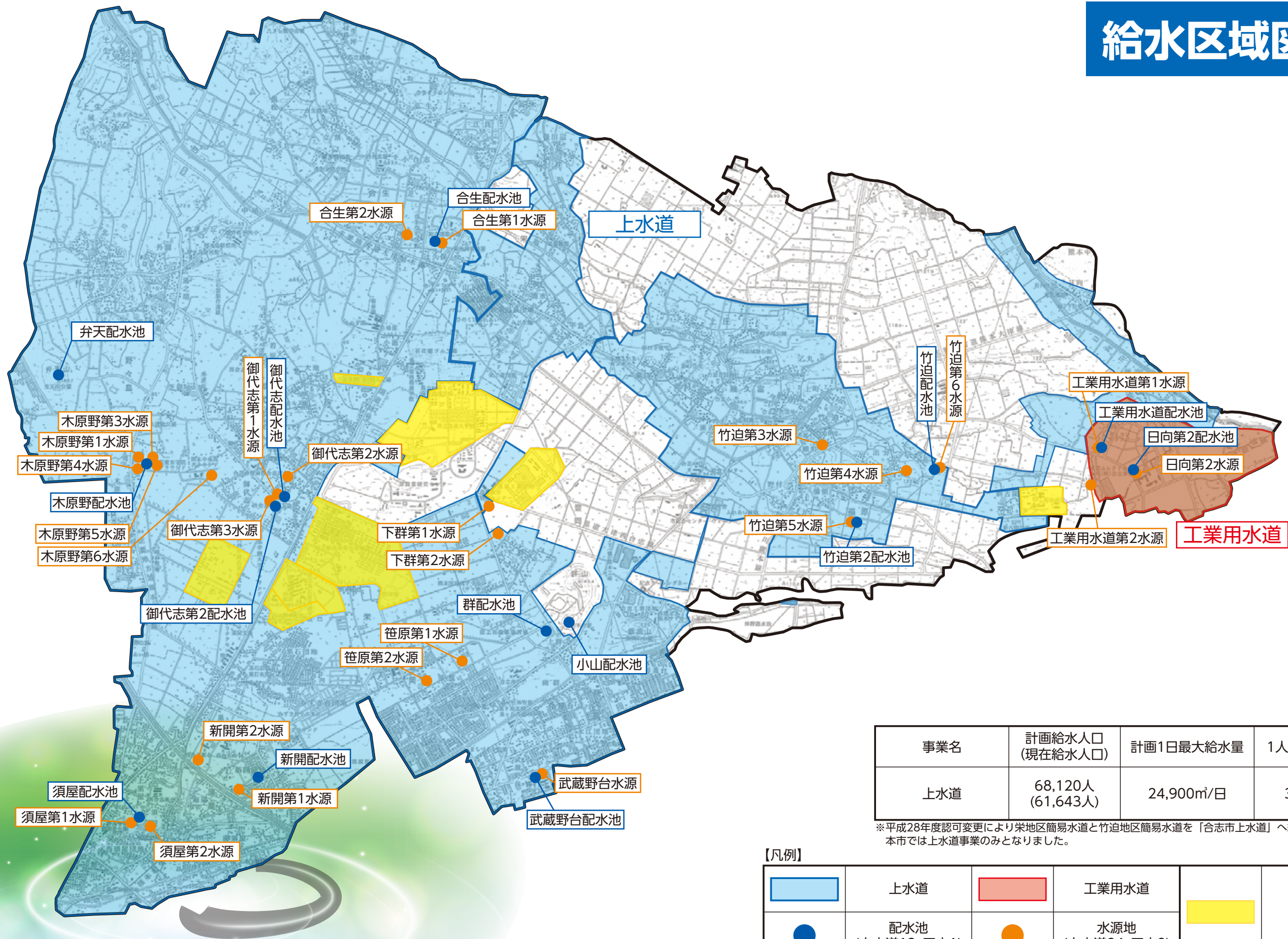
安全でおいしい水道水をお届けしています



合志市の水道事業・下水道事業のあゆみ

年・月(西暦)	水道事業・工業用水道事業	年・月(西暦)	下水道事業・農業集落排水事業
昭和37.7(1962)	合志村竹迫地区簡易水道 創設認可	昭和52(1977)	西合志町公共下水道事業へ着手
昭和38.6(1963)	合志村竹迫地区簡易水道 給水開始	昭和56.4(1981)	西合志町公共下水道事業 供用開始 (須屋浄化センター)
昭和39.1(1964)	西合志村広域簡易水道 創設認可	昭和58(1983)	合志町熊本北部流域関連公共下水道事業へ着手 2町で特定環境保全公共下水道事業へ着手
昭和41.4(1966) 昭和41.10	町制施行(合志町となる) 西合志村広域簡易水道 給水開始 町制施行(西合志町となる)	昭和62.4(1987)	合志西合志下水道組合事務局を西合志町へ設置 (特定環境保全公共下水道事業)
昭和42.4(1967)	合志町日向地区簡易水道 創設認可 西合志町地方公営企業法適用(簡易水道→上水道)	平成元.3(1989)	熊本北部流域関連公共下水道事業 供用開始
昭和43.8(1968) 昭和46.5(1971)	合志町栄地区簡易水道 創設認可 熊本都市計画区域に指定	平成4.3(1992)	特定環境保全公共下水道事業 供用開始 (塩浸川浄化センター)
昭和47.6(1972)	合志町南部地区簡易水道 創設認可	平成7(1995)	西合志町農業集落排水事業 (野々島地区)着手
昭和51.1(1976) 昭和51.4	合志町南部地区簡易水道認可変更(上水道へ) 地方公営企業法適用(簡易水道含む)	平成9(1997)	西合志町農業集落排水緊急整備事業 (合生地区)着手
平成8.9(1996)	合志町工業用水道事業届出認可 (セミコンテクノパーク)	平成12.1(2000)	西合志町農業集落排水事業(野々島地区) 供用開始(上生川クリーンセンター蘇水苑)
平成9.4(1997)	合志町日向地区簡易水道認可変更 (セミコンテクノパーク分)	平成12.4	西合志町農業集落排水緊急整備事業(合生地区) 供用開始(農業集落排水浄化センター清流館)
平成18.2(2006)	合志市上水道認可 (西合志町上水道と合志町南部上水道を統合、 簡易水道はそのまま引継ぐ) (合志町→合志市) 合志市水道局水道課・工業用水道課となる	合志市誕生(2町合併) 平成18.2(2006)	合志市下水道事業 (西合志町公共下水道事業、合志町熊本北部流域関連公共下水道事業、合志西合志特定環境保全公共下水道事業を引き継ぐ) 合志市農業集落排水事業 (西合志町農業集落排水事業を引き継ぐ) 合志市都市建設部下水道課となる
平成19.4(2007)	水道課(水道事業)、工業用水道課(工業用水道事業)、下水道課(下水道事業、農業集落排水施設処理事業)を組織統合し、 合志市水道局上下水道課(班体制:管理工務班・庶務料金班)となる		
平成20.2(2008) 平成20.10	水道料金コンビニ収納開始 水道料金統一	平成20.2(2008) 平成20.10	下水道使用料コンビニ収納開始 下水道使用料統一
平成21.4(2009)	合志市水道ビジョン策定	平成25.4(2013)	下水道使用料改定
平成23.3(2011)	竹迫地区簡易水道認可変更(日向地区簡易水道を統合)	平成27.4(2015)	特別会計から企業会計へ移行
平成25.3(2013) 平成25.7	合志市上水道認可変更 合志市水道ビジョンVer2策定	平成28.3(2016)	西合志公共下水道事業を熊本北部流域下水道へ統合 (須屋浄化センターの廃止)
平成29.3(2017)	合志市上水道認可変更 (竹迫地区簡易水道と栄地区簡易水道を上水道事業へ統合)	平成31.3(2019)	合志市下水道事業経営戦略(2019年度～2031年度)策定
平成31.4(2019)	合志市水道局上下水道課を水道課(水道事業・工業用水道事業)、下水道課(下水道事業)へ組織変更。		
		令和1.9(2019)	下水道使用料金改定

給水区域図



2019年3月31日現在

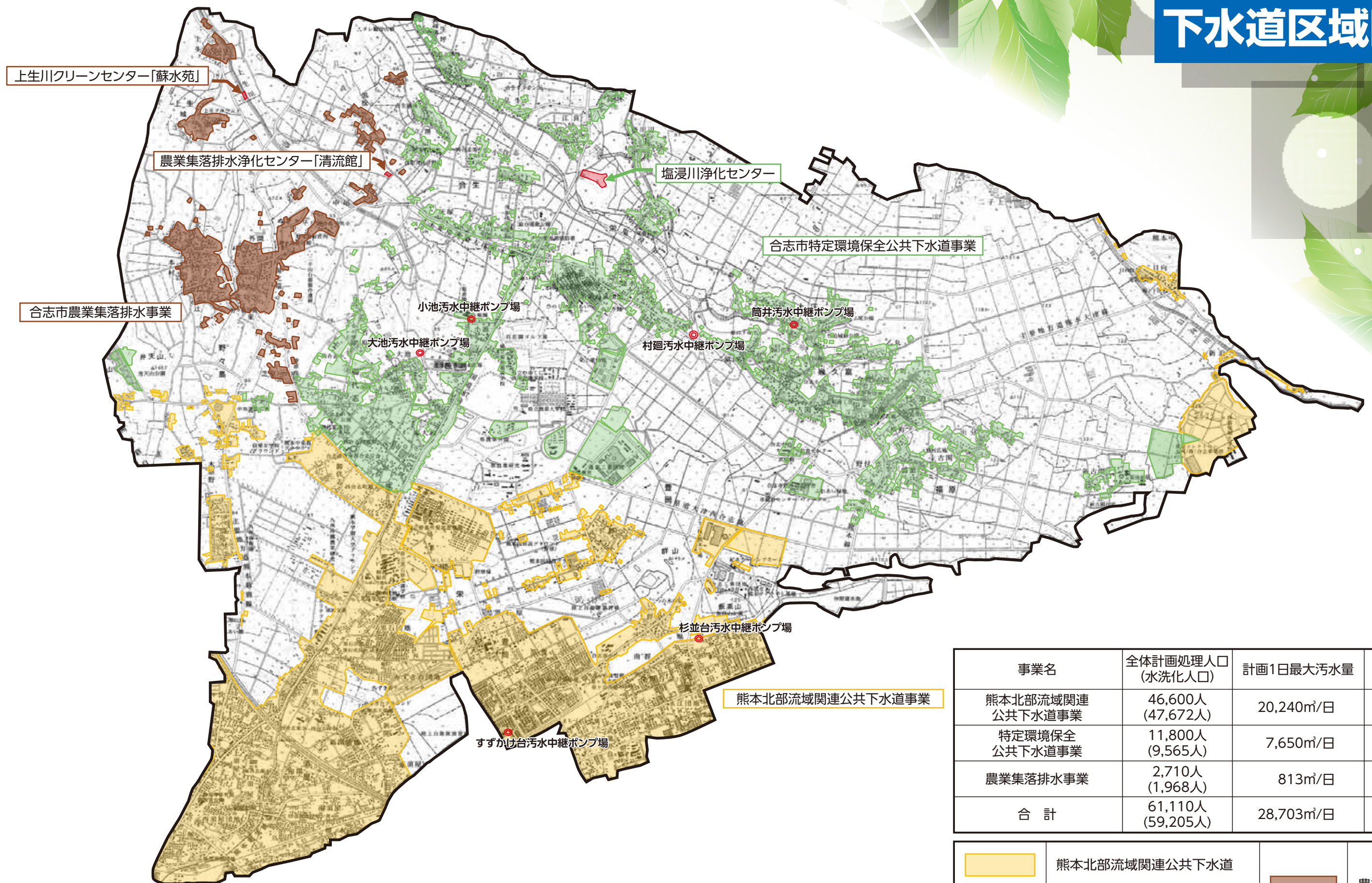
事業名	計画給水人口 (現在給水人口)	計画1日最大給水量	1人1日最大給水量
上水道	68,120人 (61,643人)	24,900m ³ /日	365ℓ/人/日

※平成28年度認可変更により栄地区簡易水道と竹迫地区簡易水道を「合志市上水道」へ統合したことにより、本市では上水道事業のみとなりました。

【凡例】

	上水道		工業用水道		専用水道 (自家水) (8箇所)
	配水池 (上水道13、工水1)		水源 (上水道24、工水2)		

下水道区域図



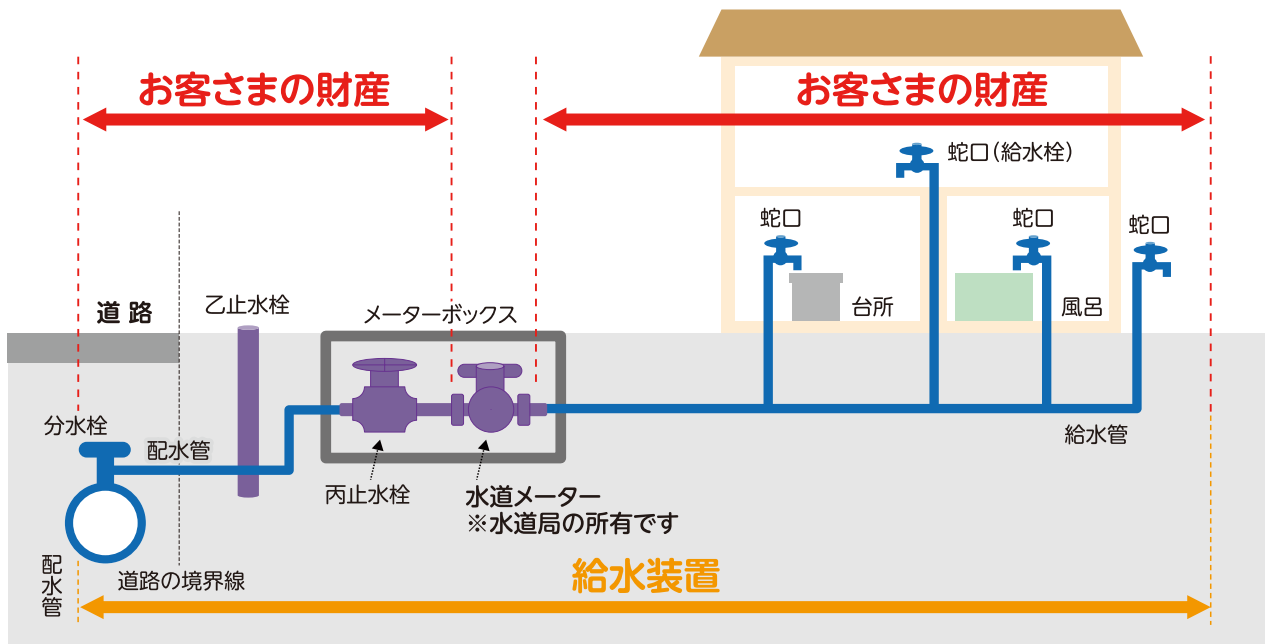
2019年3月末現在

事業名	全体計画処理人口 (水洗化人口)	計画1日最大汚水量	水洗化率
熊本北部流域関連 公共下水道事業	46,600人 (47,672人)	20,240m ³ /日	99.23%
特定環境保全 公共下水道事業	11,800人 (9,565人)	7,650m ³ /日	82.94%
農業集落排水事業	2,710人 (1,968人)	813m ³ /日	90.32%
合 計	61,110人 (59,205人)	28,703m ³ /日	95.88%

	熊本北部流域関連公共下水道		農業集落排水
	特定環境保全公共下水道		

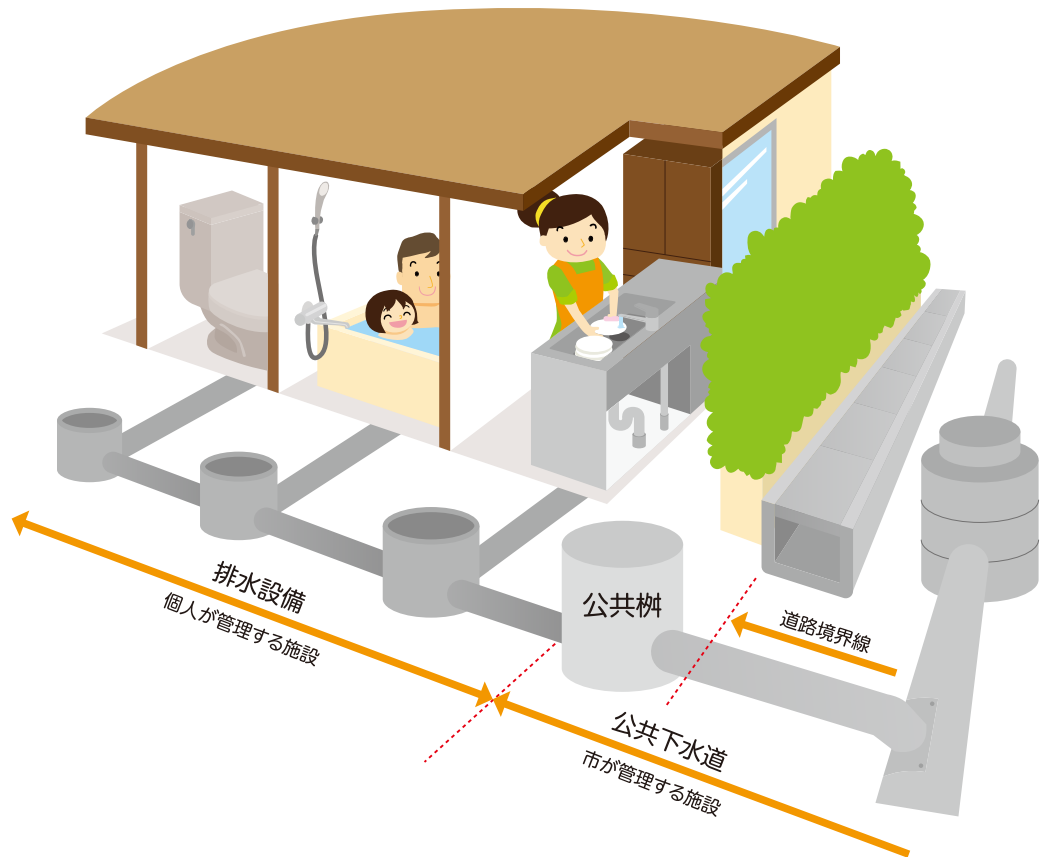
給水装置

給水装置とは、公道に布設された配水管から分かれて、お客さまのご家庭等に引き込まれた給水管や、これに取り付けられている給水器具(蛇口など)のことです。給水装置は建物等の所有者が設けたもので、お客さまの財産(水道メーターを除く)となります。水が漏れていないか、器具に故障がないかなど、維持管理はお客さまの責任でおこなっていただかなければなりません。



排水設備

家庭からの汚水を、市が設置した下水道施設に流すために、宅地内に設置されたものを排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人負担で設置及び維持管理を行うことになります。下水道の汚水管が整備された地域につきましては、3年以内に水洗化することが法律で定められています。水洗化にご協力をお願いいたします。



上下水道料金表(税抜き)

区分 用途	水 道 料 金										下水道料金水道料金					
	基本料金 (円/月)			超過料金 (円/㎡)							基本使用料 (円/月)	超過使用料 (円/㎡)				
	口径毎に適用			基本水量を超えた水量に対して段階的に適用								基本水量を超えた水量に対して段階的に適用				
	口 径	基本水量 の範囲	金 額	20㎡以下	21㎡以上 40㎡以下	41㎡以上 50㎡以下	51㎡以上 100㎡以下	101㎡以上 1000㎡以下	1001㎡ 以上	基本水量 8㎡まで		20㎡以下	21㎡以上 30㎡以下	31㎡以上 40㎡以下	41㎡以上 100㎡以下	101㎡以上
一 般 用	13mm	8㎡まで	800円	120円	130円	140円	150円			750円	125円	130円	135円	140円	150円	
	20mm	10㎡まで	1,200円	120円	130円	140円	150円									
	25mm	20㎡まで	2,400円	基本料金内	130円	140円	150円									
	30mm 及び 40mm	50㎡まで	6,500円	基本料金内			150円		170円							
	50mm以上	100㎡まで	14,000円	基本料金内				150円	170円							
臨時用	1㎡につき300円															
公衆浴場	一般用と同じ															
											1㎡につき25円					

※基本料金は1ヵ月当たり、超過料金は1m当たりの金額となります。
 ※使用水量が0mでも基本料金は発生しますので、長期間使用しないときは、休止を届け出ることをお勧めします。
 ※本表により算出した額に、消費税を加えた額(10円未満の端数は切り捨て)で請求します。
 ※口径及び使用水量は、「上下水道使用量のお知らせ」(検針票)でご確認いただくことができます。

お客様へのお願い

水道メーターの付近で

スムーズな検針のために、水道メーターの上に物を置かないようにお願いします。また、検針員が犬に噛まれないようにご配慮とご協力をお願いします。

灯油など

付近一帯に悪臭をまきちらすだけでなく爆発のおそれがあり非常に危険です。石油ストーブの残り灯油など揮発性のあるものは、下水道に流さず適正に処理してください。

台所で

家庭から出る生ゴミ、天ぷら油などの食用油、ビニール袋などのごみを流すと下水管を詰まらせたり、傷つけたり、悪臭の原因にもなります。河川や海などの水環境を守るためにも下水管へ流さないでください。

トイレには

水に溶けやすいトイレペーパー以外の紙や紙おむつ・生理用品などは流さないでください。

ディスポーズ

ディスポーズは野菜くずや魚の骨などの台所の生ゴミを砕いて水といっしょに下水道に流し込む機械です。ディスポーズを使用して生ゴミを流すと、お客さまの排水設備や下水管が詰まったり、悪臭の原因となることがあります。また、下水を処理するうえでも水質の悪化につながり、川や海へ悪い影響を及ぼすことが考えられますので、計画の際には、下水道課までご相談ください。

雨水は

大雨のときの庭に溜まった雨水は、下水道に流さないでください。多量の雨水が処理場(浄化センター)へ流れ込むこととなり、本来の汚水処理ができなくなります。

水道局職員を装った悪質な訪問販売などにご注意を!

水道局では、お客さまの敷地内にある給水管・排水管の点検・清掃等を業者の方に委託することはありません。また、浄水器の販売もしていません。なお、メーター交換や漏水調査等で委託業者が訪問することがありますが、委託業者は合志市発行の委託事業者証を携帯していますので、不審に思われたら委託事業者証の提示を求められるか、水道局へご連絡ください。